

# 国民健康保険法 2018年 法改正

【問題】(平成20年 問6)

都道府県等行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は国民健康保険法に定められた適用除外のいずれにも該当しなくなった日の属する月の翌月の初日から、その資格を取得する

【解答】誤り(改題)



未加入の期間が生じるので明らかに誤りです。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は適用除外(法6条)のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。

法7条、8条…資格の取得及び喪失(平成30年 法改正)  
(改正前)

資格の取得の日	資格喪失の日
① <u>市長村の区域内</u> に住所を有することになった日	① <u>市長村の区域内</u> に住所を有しなくなった日の翌日
② 適用除外事由に該当しなくなった日	② 適用除外事由に該当するに至った日の翌日



(改正後)…平成30年4月以降 保険者の改正に伴う改正

資格の取得の日	資格喪失の日
① <u>都道府県の区域内</u> に住所を有することになった日	① <u>都道府県の区域内</u> に住所を有しなくなった日の翌日
② <u>適用除外</u> 事由に該当しなくなった日	② <u>適用除外</u> 事由に該当するに至った日の翌日

法6条(適用除外)

- ① 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法の被保険者・組合員・加入者及びその被扶養者
- ② 健康保険法の日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその者の被扶養者
- ③ 高齢者医療確保法律の規定による被保険者
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
- ⑤ 国民健康保険組合の被保険者
- ⑥ その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

生活保護法による医療扶助を受けることが可能なため